

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案要綱

- 一 主務大臣は、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するた  
め必要があると認めるときは、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）に対し、  
必要な措置をとることを求めることができるものとする。 （第二十四条第一項関係）
- 二 機構は、主務大臣から一の規定による求めがあつたときは、その求めに応じなければならないものとす  
ること。 （第二十四条第二項関係）
- 三 この法律は、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関す  
る協定の効力発生の日又は核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同によ  
る実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の効力発生の日のうちいずれか早い日から施  
行するものとする。 （附則関係）

## 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律

独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十九条」に、「第二十九条―第三十一条」を「第三十条―第三十二条」に改める。

第三十一条を第三十二条とし、第三十条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とする。

第四章中第二十八条を第二十九条とし、第二十四条から第二十七条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（主務大臣の要求）

第二十四条 主務大臣は、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるときは、機構に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

2 機構は、主務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、その求めに応じなければならない。

附則第八条第三項中「第二十五条第一項第四号」を「第二十六条第一項第四号」に、「第三十条第二号」を「第三十一条第二号」に改める。

## 附 則

この法律は、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の効力発生の日又は核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の効力発生の日のうちいずれか早い日から施行する。

## 理由

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定等の締結に伴い、同協定等に基づく我が国の義務の履行を確保するため、主務大臣が、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対して、必要な措置をとることを求めることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案新旧対照条文

◎独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第二十三条―第二十九条）</p> <p>第五章 罰則（第三十条―第三十二条）</p> <p>附則</p> <p>第四章 雑則</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>（主務大臣の要求）</p> <p>第二十四条 主務大臣は、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるときは、機構に対し、必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 機構は、主務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、その求めに応じなければならない。</p> <p>第二十五条―第二十九条（略）</p> <p>第五章 罰則</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第二十三条―第二十八条）</p> <p>第五章 罰則（第二十九条―第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>第四章 雑則</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第二十四条―第二十八条（略）</p> <p>第五章 罰則</p>

第三十条～第三十二条 (略)

附則

(業務の特例)

第八条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第十七条第一項第四号中「前三号に掲げる業務」とあるのは「前三号に掲げる業務及び附則第八条第二項に規定する業務」と、第十八条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、同条第二号中「以外の業務」とあるのは「以外の業務(附則第八条第一項及び第二項に規定する業務を含む。)」と、第十九条第一項中「第十七条第一項に規定する業務」とあるのは「第十七条第一項に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第二十六条第一項第四号中「含む」とあるのは「含む。」並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第三十一条第二号中「第十七条に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」とする。

第二十九条～第三十一条 (略)

附則

(業務の特例)

第八条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第十七条第一項第四号中「前三号に掲げる業務」とあるのは「前三号に掲げる業務及び附則第八条第二項に規定する業務」と、第十八条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、同条第二号中「以外の業務」とあるのは「以外の業務(附則第八条第一項及び第二項に規定する業務を含む。)」と、第十九条第一項中「第十七条第一項に規定する業務」とあるのは「第十七条第一項に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第二十五条第一項第四号中「含む」とあるのは「含む。」並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第三十条第二号中「第十七条に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」とする。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案参照条文

○独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）

（機構の目的）

第四条 独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、原子力基本法第二条に規定する基本方針に基づき、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 原子力に関する基礎的研究を行うこと。
- 二 原子力に関する応用の研究を行うこと。
- 三 核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。
  - イ 高速増殖炉の開発（実証炉を建設することにより行うものを除く。）及びこれに必要な研究
  - ロ イに掲げる業務に必要な核燃料物質の開発及びこれに必要な研究
  - ハ 核燃料物質の再処理に関する技術の開発及びこれに必要な研究
  - ニ ハに掲げる業務に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 五 八（略）
- 九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2（略）

第二十五条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 第十七条に規定する業務（次号に規定するものを除く。）に関する事項については、文部科学大臣

四 第十七条第一項第三号に掲げる業務及びこれに関連する同項第四号に掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。）に関する事項

については、文部科学大臣及び経済産業大臣

2 4（略）

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一（略）

二 第十七条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附則

(業務の特例)

第八条 機構は、当分の間、第十七条に規定する業務のほか、旧機構法附則第十条第二項の規定により旧機構が当分の間行うものとされた業務を行うものとする。

2 機構は、第十七条及び前項に規定する業務のほか、同項の規定により機構が行うものとされる旧機構法附則第十条第二項に規定する特定業務に係る施設を廃止する業務の実施に必要な限りにおいてその廃止に伴う措置に関する技術の開発及びこれに必要な研究を行うことができる。

3 前二項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第十七条第一項第四号中「前三号に掲げる業務」とあるのは「前三号に掲げる業務及び附則第八条第二項に規定する業務」と、第十八条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、同条第二号中「以外の業務」とあるのは「以外の業務(附則第八条第一項及び第二項に規定する業務を含む。)」と、第十九条第一項中「第十七条第一項に規定する業務」とあるのは「第十七条第一項に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第二十五条第一項第四号中「含む。」とあるのは「含む。」並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第三十条第二号中「第十七条に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」とする。